

議案第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 2 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

令和 2 年度さいたま市一般会計補正予算（第 20 号）

専決第1228号

専 決 処 分 書

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第20号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月25日

さいたま市長 清水 勇 人

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第20号）

令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744,464,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		247,084,146	31,995	247,116,141
	2 国庫補助金	161,261,458	31,995	161,293,453
22 繰入金		22,745,415	228,175	22,973,590
	1 基金繰入金	22,745,415	228,175	22,973,590
歳 入 合 計		744,204,346	260,170	744,464,516

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		216,622,415	260,170	216,882,585
	3 老人福祉費	18,241,454	260,170	18,501,624
歳 出 合 計		744,204,346	260,170	744,464,516